

令和4年土幌町議会第3回定例会

1 議事日程 令和4年9月2日(金曜日)

日程番号1 会議録署名議員の指名

日程番号2 会期の決定
(諸般の報告)

日程番号3 行政報告

日程番号4 教育行政報告

日程番号5 監報告第1号 例月出納検査報告

日程番号6 議案第1号 公平委員会委員の選任について

日程番号7 議案第2号 土幌町議会議員及び土幌町長の選挙における選挙運動の公
営に関する条例の一部を改正する条例案

日程番号8 議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

日程番号9 議案第4号 土幌町総合研修センター設置条例の一部を改正する条例案

日程番号10 議案第5号 土幌町公民館設置条例の一部を改正する条例案

日程番号11 議案第6号 土幌町公共賃貸住宅設置条例及び土幌町特定公共賃貸住宅
管理条例の一部を改正する条例案

2 出席議員

1番 加藤 宏一	2番 河口 和吉	3番 大西 米明	5番 伊藤 健蔵
6番 清水 秀雄	8番 曾我 弘美	9番 中村 貢	10番 森本 真隆
11番 大野 明	12番 矢坂 賢哉	13番 秋間 紘一	

3 欠席議員

7番 牧野 圭司

4 地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

町長	高木 康弘	教育長	土屋 仁志
代表監査委員	佐藤 宣光	農業委員会会長	森本 耕二

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長	亀野 倫生	会計管理者	三野宮智恵子
総務企画課長	西野 孝典	町民課長	吉川 和美
保健福祉課長	藤村 延	産業振興課長	藤内 和三
建設課長	田中 敏博	建設課施設担当課長	上山 英樹
子ども課長	角田 淳二	特老施設長	齋藤 英雄
病院事務長	増田 達也	消防課長	仙石 譲

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事	川口 久	教育課長	小野寺 務
給食センター所長	加納 正信	高校事務長	木下 雅子

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 若原 裕

8 職務のため出席した者

事務局長 佐藤 慶岩 総務係長 猪狩 賢明

9 会議録

会 議 の 経 過

(午前10時00分)

	秋間議長	ただいまの出席議員は11名であります。 なお、7番、牧野議員より欠席届が提出されておりますので、報告をいたします。 定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第3回土幌町議会定例会を開会いたします。 これから本日の会議を開きます。 議事日程は、お手元に配付のとおりです。 1 日程第1、会議録署名議員の指名 を行います。 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番、曾我弘美議員及び9番、中村貢議員を指名します。
	2	日程第2、会期の決定 を議題といたします。 お諮りいたします。本定例会の会期は、去る8月29日、議会運営委員会を開催し、協議の結果、本日から9月9日までの8日間とし、本日配付した会期日程表のように付議したいと思います。これにご異議ありませんか。 <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
	秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、会期は本日から9月9日までの8日間に決定いたしました。 これから諸般の報告を行います。 閉会中の議会の主な出来事については、お手元に配付した事務報告のとおりです。 次に、町より健全化判断比率報告書及び資金不足比率報告書が、教育委員会より教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書が提出されておりますので、お手元に配付した資料により確認を願います。 これで諸般の報告を終わります。
	3	日程第3、行政報告 、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。町長、登壇願います。
	高木町長	本日ここに、第3回定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多用の折にもかかわらずご出席を賜り、厚くお礼申し

上げます。

それでは、6月の定例町議会以降の町政の推移についてご報告申し上げます。

はじめに、8月15日から16日にかけての大雨による被害状況についてご報告申し上げます。

前線を伴った低気圧が北海道付近を通過し、十勝地方でも上空に暖かく湿った空気が流れ込んだ影響により、15日夜から16日にかけて断続的に雨が降り続いたところであります。

本町においては、降り始めからの降水量が、士幌市街で112ミリ（1時間あたりの最大降水量15ミリ）を記録し、特に16日未明から正午前後にかけて強い降雨に見舞われたところであります。

この大雨による町内の被害状況ですが、地下水位の上昇により、役場地下の湧水増加や、下水道が流れにくくなるなどの影響が見られ、また、町内各所において、道路側溝や明渠排水路が土砂で埋塞したほか、道路法面や河川法面の崩壊も発生しており、道路の通行に影響のある箇所及び急を要する箇所については、応急措置をとったところであります。

また、居辺川においては、昨年11月の大雨で農地の一部が流亡し、復旧に向け作業を進めていたところでありますが、今回の河川増水に伴い増破しており、これについても河川管理者である道帯広建設管理部が、今後、復旧を行うこととなっております。

今回の大雨による被害状況の詳細につきましては、説明資料（被災箇所図）に記載のとおりですが、災害復旧に必要な費用につきましては、今定例会に補正予算を上程しておりますので、よろしく願い申し上げます。

次に、7月10日に執行された参議院議員通常選挙の結果については、自由民主党が63議席を獲得し、連立を組む非改選を含めた与党の議席は146議席となり、引き続き与党の安定した政権運営が進められることとなりました。今後も、物価高騰対策や経済・金融対策に加え、新型コロナウイルス感染拡大への警戒・対策、外交・安全保障、少子化対策など重要政策の課題が山積していることから、その動向が注視されるところであります。

次に、本年度の普通交付税については、前年度当初算定比1,995万8千円、0.7%減の28億355万7千円となったところであります。減額の要因は、町民税、固定資産税の伸びによる「基準財政収入額」の増に加え、「社会福祉費」において、認定こども園などの施設型給付に関する算定で3歳未満児及び障がい児保育の対象人数が減少したものによる減額と、後期高齢者医療制度並びに介護保険制度に係る経費を算定する「高齢者保健福祉費」、標準団体の行政規模を基準として算定「包括算定経費」において、それぞれ単位費用の減額があったもの

が主なものとして挙げられます。今後も、行財政をめぐる状況は依然として不安定な要素があるため、引き続き行政改革の徹底を図りながら、健全な財政運営に努めて参りたいと存じます。

次に、今年度から新たに実施している「しほろみらいトーク」についてであります。町内で活動する各種団体と私自らが直接対話・意見交換をし、住民の町政に関する理解を深め、住民参加のまちづくりを推進することを目的としており、その初回を6月30日にオンラインで実施したところであります。今後もオンラインのみならず、直接対話をするなど町民の皆様のご意見に耳を傾け、町政執行に活かして参ります。

次に、町LINE公式アカウント情報配信システム構築・運用委託業務については、7月12日に公募型プロポーザル審査委員会を開催し審査を行い、業務の委託業者を決定し、現在、10月中の公式アカウント開設に向け、システム構築作業を進めているところであります。

また、土幌町地域再生可能エネルギー導入計画策定業務についても、7月14日に公募型プロポーザル審査委員会を開催し審査を行い、業務の委託業者を決定し、現在、導入計画の策定に向け、基礎資料の収集及び住民アンケートを開始したところであります。

次に、光ファイバの整備事業であります。新型コロナウイルス感染症の影響による資材不足により、工事の施工が遅れていたところでありますが、7月19日に農村部への整備工事が完了し、順次各家庭へのサービス提供が開始されたところであります。

次に、新型コロナウイルス感染症の状況についてであります。感染力が強いとされているオミクロン株BA.5系統への置き換わりが進み、北海道が公表している感染者数によると、8月7日から8月20日までの2週間にかけて、十勝管内の1週間の感染者数が2週連続で4,000人を超え、町内においても、8月14日から20日までの1週間の感染者数が61人と、これまでの1週間の集計では過去最多を更新するなど、感染「第7波」の出口が見通せない状況が続いております。

8月5日に開催された第6回臨時会でも報告させていただいたとおり、土幌町立特別養護老人ホームにおいて、7月5日から7月11日までに14人（入所者8人、職員6人）の感染が確認されたところであり、また、川西へき地保育所において、7月28日に園児1人の感染が確認され、施設の臨時休所・消毒作業など拡大防止対策を行いました。8月2日までに園児7人、職員2人の感染が確認され、認定こども園においては、8月10日に園児1人の感染を確認してから、8月19日までに園児8人の感染を確認し、関係するクラスをそれぞれ閉鎖するなど対応したところであります。

役場庁舎においても、職員の感染が複数確認されているところではありますが、感染防止対策を徹底し、行政サービスの低下につながら

ないよう努めて参ります。

町民に対しましても、防災ラジオや町ホームページ、新聞折り込みチラシなどを通じて、基本的な感染防止行動の徹底を周知・啓発するとともに、感染者やその家族に対する配慮についてお願いをしているところであります。また、町民の不安に対し、保健福祉課を中心に相談に対応し、感染者及び家族等から支援を求められた場合は、そのご意向や状況に配慮しつつ出来る限りの支援を行っているところであります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種の状況についてであります。日中に来られない方のために夜間接種も行いながら進め、8月23日現在、5歳から11歳の児童が対象となる2回目接種は89人(32.4%)、12歳以上の方が対象となる3回目接種は4,416人(90.1%)、18歳以上の基礎疾患を有する方及び60歳以上の方等が対象となる4回目接種は1,856人(77.8%)の方々が接種を終えております。

今後も役場だより、町ホームページ、防災ラジオを活用して、1人でも多くの町民の方が接種していただけるよう取り組んで参りたいと存じます。

また、国は、今秋以降、初回接種完了者全員を対象に、オミクロン株に対応したワクチン接種を実施する方針を各自治体に周知しております。希望する町民が速やかに接種できる体制整備を進めているところであり、関連費用について今定例会に補正予算を上程しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、行事関係であります。今年度においても新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、やむを得ず中止や縮小の対応をとってきたところであります。

戦没者追悼式については、6月15日に昨年同様町遺族会、町社会福祉協議会、町議会、町の代表者により忠魂碑前献花に代えて開催しました。

本町の2大まつりの一つである「しほろ7000人のまつり」については、7月25日に開催しました実行委員会において中止が決定し、また、「しほろ収穫祭」については、8月24日に開催しました実行委員会において感染症対策を行いながら実施する方向で協議を行っているところであります。開催の有無につきましては、9月9日までに北海道内は元より十勝管内の状況を注視しながら慎重に判断をしたいと存じます。

例年この時期に実施している老人・障がい者合同大運動会、敬老会は、参加者の安全安心を確保できないことから今年度もやむを得ず取りやめましたが、敬老会の対象者102人には、敬老祝い金の他プラザ緑風での入湯・食事等に利用できる商品券を贈呈することとしております。

その他、町の事業は保健や介護予防に関する事業（特定健診・予防接種・乳幼児健診・高齢者まる元運動教室・いきいき運動教室・お元気度測定会）及び地域や団体が主催するふれあいサロンやふまねっと教室などは感染防止対策を講じながら事業を実施しております。また、町内の介護事業所においては、何かとご不便をおかけしているところですが家族等の面会に制限をかけるなど、利用者の行動範囲を縮小しながら運営し、障害福祉サービスにおいては、感染防止対策のため一時休止や利用制限も行いながらサービスを提供しております。

次に、道の駅ピア21しほろについてであります。新型コロナウイルス感染症の長期化、ウクライナ情勢、原油価格の上昇等の影響を受け、4月から7月末までの退場者数は13万3千人（コロナ前：令和元年16万3千人）となり、大変厳しい状況が続いております。感染症の収束や観光・消費動向を見極めつつ、指定管理者である土幌町商工会、施設利用者であるJA土幌町、a t L O C A Lをはじめ、町内出品者などと連携し、地域の活性化につなげるべく様々な取り組みを進めて参りたいと存じます。

また、同じく本町の観光拠点施設であるしほろ温泉プラザ緑風や土幌高原ヌプカの里におきましても、道の駅ピア21しほろと同様に、依然として入込客数・売上高ともに厳しい状況が続いておりますが、それぞれの指定管理者と連携し、感染防止対策の徹底による安心・安全な施設運営の継続とあわせて、観光需要の回復に向けた効果的な施策の検討・支援に努めて参りたいと存じます。

次に、農畜産物加工研修施設（しほろキッチン）についてありますが、感染防止対策を十分にとり、施設利用人数を制限した上で加工研修を行っておりますが、4月以降の利用者は3団体8人であったことから、施設利用促進イベントを企画し、7月には「夏休み子供クッキング」、8月には「ソーセージ作り」を開催、これまで施設を利用したことがない子供や大人に参加をいただき、施設利用の促進に繋がっているところです。

また、研修案内やその様子などはSNS（LINEやInstagram）を活用し、積極的に情報発信しており利用者ニーズを捉え“身近”で“気軽”に利用でき、有意義な体験・加工研修を提供する拠点となるよう引き続き努めて参りたいと存じます。

今後においても、ピア21しほろや土幌高校、株式会社チアーズが連携しながら、新しい“食”の創造、産業担い手の育成、まち発信を推進して参りたいと存じます。

次に、商工業関係であります。新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の事業継続と町内経済活動の回復を図ることを目的に実施した「事業復活応援支援金」につきましては、町内事業者74件から申請があり、8月までに約900万円の給付を実施したところで

あります。

さらに、同じく影響を受けている観光拠点施設の雇用永続と観光客受入体制の整備を図ることを目的に実施した「観光拠点施設雇用継続支援金」につきましては、運営に携わる2事業者を対象に8月までに約83万円を給付し、「第三者認証取得促進給付金」につきましては、道による飲食店感染防止対策の第三者認証を受けた3事業者から申請があり、8月までに15万円（累計21事業者、105万円）を給付したところであります。

また、町内経済の回復・活性化を目的に実施した「しほろ生活応援プレミアム商品券」発行事業（割増率30%、発行総額9,100万円分完売）につきましては、商品券の購入者が2,542人（令和3年度2,377人）となり、町内における食料品や生活用品をはじめ、家庭燃料、飲食サービスなど、事業形態、業種を問わず広く利用されることにより、町内での消費喚起と家計負担の軽減、地元購買が活性化されるなど大きな効果が得られるものと捉えております。

さらに、商品券と同時期に配布している「飲食店専用クーポン券」（使用期間：10月15日まで）に加え、土幌町商工会による「しほろ飲食店スタンプラリー」が実施されており、テイクアウトを含め、飲食店の利用促進につながることを期待されるものであります。

次に、今後の農業・農村づくりについてであります。

農業を取り巻く情勢は、食料自給率の低下や農業者の高齢化、国際化の進展など大きく変化してきましたが、食料・農業・農村の持続性を高め食料自給率の向上や食料安全保障の確立を図る「新たな食料・農業・農村基本計画」や持続可能な食料システムの構築に向けた「みどりの食料システム戦略」の実現など、その変化に対応し新たな成長につなげていくことが必要であります。そのような中で「今後の農業・農林づくり」に向けた当面の重点課題として位置づけた

- ・生産者と消費者の連携
- ・関係人口の拡大
- ・担い手の育成、働き手の確保
- ・スマート農業の推進

については、農業振興対策本部が中心となり本町に必要な調査・検討や具体的な取り組みを進めて参ります。

次に、農作物の作況についてご報告いたします。

春耕期は、降水量は少なく気温は平年より高く推移したことから、馬鈴しょ・てん菜ともに例年より早い植付開始となりました。てん菜では、強風の影響により一部被害が発生し、再播種・移植作業が必要となりましたが、天候にも恵まれその後の作業も順調に進み、豆類の播種作業も順調に進みました。

5月下旬には、まとまった降雨もあり平年より若干降水量は多くな

り、6月以降は曇雨天が続き日照不足となりましたが、平均気温が高く推移したことから、作物の生育は平年並みに進んでおりました。

7月に入り、7月4日には雷とともに短時間豪雨が発生し、一部地域で停電・雹害や土砂の流亡、停滞水となり、小麦では一部圃場で倒伏するなど被害がありました。その後も曇雨天が続いたものの気温が高く推移したことから生育は平年並みに進んでおりましたが、8月には、100ミリ以上となる降雨もあり多くの圃場で多湿な状況が続き、作物への影響が懸念されたところであります。

小麦の収穫は天候に恵まれ、7月19日に収穫作業が始まり、7月31日までの13日間で全集団の収穫が終了いたしました。開花期以降の日照不足と多湿による影響から細麦傾向となり、乾麦推定重量は反収10.09俵（605.4kg）となり、粗原反収としては平年並みとなっておりますが、製品反収では平年を下回る見通しであります。

8月15日現在における農業振興対策本部がまとめた説明資料にもありますとおり、馬鈴しょの生育は平年並みに推移し、収穫作業はスタートしております。

その他の作物につきましても、生育は平年並みに推移している状況であります。

8月24日に実施しました農業振興対策本部による状況調査のまとめでは、馬鈴しょは着粒数が多く小玉傾向であることから「並」、豆類は大豆・小豆が「並」、菜豆は多湿による影響もあり「やや不良」、てん菜は湿害・病害の発生状況から「やや不良」、スイートコーンは「やや良」、牧草・デントコーンは「並」の作況であります。

収穫の最盛期を迎えましたが、今後の天候が穏やかに推移し、順調に収穫作業が進み、無事故で稔り豊かな出来秋を迎えられるよう願うものであります。

次に、国道241号の整備についてですが、8月17日に北十勝4町国道整備促進期成会（4町町長、議会議長で構成）から、帯広開発建設部に要請したところであり、要請内容につきましては前年度同様、冬期通行の安全確保対策と道路交通安全対策となっております。

次に、「国営かんがい排水事業」の執行状況については、「富秋士幌川下流地区（平成25年度着工、士幌町内・明渠排水路3条、L=11.2km）」のうち、今年度の実勝排水路700mの工事をもって事業完了の予定であります。この国営事業は、事業の完成により周辺農地への湛水被害が解消され、農業の生産性向上及び農業経営の安定に資する効果が大きいことから、これからも関係機関に対し、事業の継続と新規地区採択に向け強力に要請して参りたいと存じます。

次に、建設事業の執行状況ですが、これまでに執行した工事について申し上げます。

土木関係では、士幌西1線交付金道路改良工事を含む33件を発注し

たところであります。

土地改良関係では、道営事業の畑総事業4地区の圃場整備と土幌川西・東南地区及び北部第2地区の調査計画を実施しております。

また、町が実施します団体営事業では、土幌南地区農地耕作条件改善事業明渠排水整備工事を含む25件を発注したところであります。

建築関係では、国保病院ボイラー等設備改修工事を含む19件、上下水道事業関係では、土幌終末処理場流量調整設備工事（機械・電気）を含む8件を発注したところであります。

受章関係では、公益のため多額の私財を寄附された西上の加納 康司さん、信子さん、土幌南一区の高橋 節子さん、同じく土幌南一区の小椋 卓さんが紺綬褒章を受章され、町より伝達を行いました。

また、農業者年金の加入促進活動で優秀な実績を上げた団体に贈られる農業者年金基金理事長賞を、土幌町農業委員会（森本耕二会長）が受賞されました。

次に、国民健康保険病院の今年度4月から7月までの4か月間の状況についてご報告申し上げます。

患者数では、1日平均、入院で予算40人に対し25.3人、外来で予算75.3人に対し67.0人の実績となっております。予算達成率は、入院で63.3%、外来で89.0%、前年度比では入院で14.1人、外来で3.7人とそれぞれ減となっております。

病床利用率は、入院患者が3,086人、50.6%となったところであります。

次に、収益では、入院で予算（4か月分）8,760万円に対し5,383万円、外来では予算（4か月分）6,120万円に対し4,217万円の実績となっております。予算達成率では入院61.4%、外来68.9%、前年度比では入院で3,044万円、外来で156万円とそれぞれ減となっております。

病院運営につきましては、8月2日にドライブスルー方式による発熱外来を開設したところであり、診療時間や人数を調整しながら実施しております。今後は、インフルエンザの流行も懸念されることから、発熱外来専用の診察・待合場所を整備するため、施設改修等に必要なお金について、今定例会に補正予算を上程しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

今後も、院内協議や経営会議などで、本町における「保健・医療・福祉」の中核である町立病院のあり方について検討して参りますので、議員各位におかれましてもご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、今定例会に上程しております案件は、人事案件1件、条例の一部改正5件、令和4年度一般会計ほか6特別会計、1事業会計の補正予算8件、令和3年度一般会計ほか6特別会計、1事業会計の決算認定8件のあわせて22件であります。

4

秋間議長

土屋
教育長

このほか、追加議案として人事案件1件を上程する予定でありますので、よろしくお願い申し上げます。

それぞれ議案提案の都度、詳細をご説明いたしますので、充分ご審議をいただき可決くださるようお願い申し上げます、行政報告にかえさせていただきます。

日程第4、教育行政報告、教育長から教育行政報告の申出がありますので、これを許します。教育長、登壇願います。

令和4年第3回定例会の開会にあたり、教育行政報告を申し上げます。

はじめに、学校における新型コロナウイルス感染症の感染状況について報告いたします。

前回の定例会での報告以降、町内の小・中・高校において、児童・生徒・教職員で40名を超える感染が確認されております。

教育委員会としましては、今後も継続して感染症対策を徹底するよう、学校と連携を図って参ります。

次に、学校教育関係について報告申し上げます。

4月19日に行われた今年度の全国学力・学習状況調査については、その結果が8月上旬に教育委員会と各小・中学校に送付されたところでございます。

現在、町内児童生徒の結果について、分析を進めておりますが、この後は分析結果に考察を加え、学校改善支援プランとして町広報紙で本町児童生徒の学力と今後の課題についてお知らせすることにしております。

町内全小・中学校が参加している全国体力・運動能力、運動習慣等調査は、1学期のうちに各学校で調査が行われ、実施の報告がされました。

結果は、今後道教委から公表されることになり、町内児童生徒の結果については学力等調査と同様、町広報紙でお知らせすることにしております。

次に、各学校で実施された運動会についてであります。土幌小学校は、6月3日に、昨年度に引き続き、低・中・高学年で実施時間をずらすなどして実施されました。また、中土幌小学校は6月4日に、上居辺小学校は6月12日にそれぞれ実施され、新型コロナウイルスの感染状況が落ち着いていた時期ということもあり、特別な制限は設けずに実施することができたことは、児童の良い思い出になったことと思います。また、児童が楽しみにしていた遠足ですが、中土幌小学校は5月10日に幕別稲穂公園、上居辺小学校は6月17日に足寄里見が丘公園へそれぞれバス遠足を実施、土幌小学校は7月1日に、1・2年生は中央公園、交通公園、遊水公園と町内の公園を巡り、3・4年生はバスで十勝が丘公園、足寄里見が丘公園、5・6年生は上土幌町航

空公園へのサイクリングを実施しました。絶好の遠足日和となり、楽しい時間を過ごすことができたようです。

7月23日から8月17日までは夏期休業期間でありましたが、期間の開始付近からの新型コロナウイルス感染拡大を受け、各家庭にも対策を意識いただくこととなりながらも、大きな事故もなく充実した夏休みを終え、2学期を向かえることができたという報告を受けております。なお、北大生による夏休み学習サポートは、一昨年度から引き続き開催を中止しております。

まだまだ、新型コロナウイルスへの警戒を怠ってはいけない時期ではありますが、感染防止のための配慮をしながらも、可能な限り日常の学校生活を送ることが、子どもの心の安心につながっていくものと考えております。

次に、都市交流事業の中止について報告いたします。

土幌小学校及び中土幌小学校の児童交流事業としての美濃市・土幌町フレンドシップ交流事業は、双方の6年生児童が、それぞれの”まち”を訪問する事業として行ってきておりますが、7月に入り急激な感染拡大を受け、7月19日美濃市教育委員会より中止の報告を受けました。本町においても協議を重ねた結果、参加児童の安全確保が困難であると判断し、本年度の事業中止を決定し、7月22日付けで保護者へ通知したところであります。

また、上居辺小学校が実施している千葉県鎌ヶ谷市児童との交流事業につきましても、中止の報告を頂いているところであります。

次に、中学校について報告いたします。

6月上旬から中旬にかけて中体連春季大会、7月上旬から中旬にかけては、夏季大会が開催されました。野球・サッカー・バレーボール・バドミントン・卓球・バスケットボール・陸上競技など、各競技とともに、選手たちが夏の暑さの中を精力的に動き回る姿が見られるなど、熱戦が繰り広げられました。

3年生の部活動の集大成の場として、これまで培ってきた技術や団結力などが随所に見られた大会でした。

なお、大会の開催に当たっては、感染防止対策を徹底してして進められました。

7月23日から8月17日までの夏期休業期間は、小学校同様に各家庭にも新型コロナウイルス感染症の対策を意識いただきながらも、特に3年生は部活を引退し、高校受験に向けて本格的な準備を始める時期として、充実した期間となりました。

次に、7月24日苫小牧市で開催された第40回北海道小学生陸上競技大会に、十勝予選会等で好成績を収めた土幌小学校6名、上居辺小学校3名、中土幌小学校1名、計10名が参加し、上居辺小学校6年河村京葉さんが、砲丸投げで1位、土幌小学校6年野口夏帆さんが、走り

幅跳びで3位、同じく5年鈴木凱大くんが、ジャベリックボール投げで8位、400mリレー5年生男子、女子とも8位入賞とそれぞれ素晴らしい成績を収められました。

中学生では、7月27日から北見市で開催された第53回北海道中学校陸上競技大会に2年生の上野結菜さんが参加し、走り幅跳びに出場しました。

また、岩手県で開催された日本リトルシニア野球大会に4名が出場、群馬県で開催されたインターシティカップサッカー大会に1名が出場しました。

これらの活躍は、日頃の練習の賜物であるとともに、選手個々の弛まぬ努力と指導者の熱意がもたらした結果であり、心より敬意を表する次第であります。

次に、北海道士幌高等学校について、報告いたします。GLOBAL G. A. P.（農産物の生産工程管理の国際基準）ですが、ニンニク、ニンジン、小麦、ジャガイモの4品目について、9月14日に認証審査会社の更新審査を受けるため、圃場管理に取り組んでいるところです。当日は農業生産工程管理推進事業におけるGAP認証取得拡大支援事業により公開審査とする予定です。

農業先進技術活用実践学習では、リモートセンシング業者を学び、畑作部門ではドローンを活用した作物生育調査を行い、畜産部門では牛温恵（母牛の体温監視通報システム）による、IoT（物のインターネット）を活用した省力管理を実践しています。

農業クラブ活動では、6月15日の東北北海道学校農業クラブ連盟意見発表大会に3名の生徒が参加し、3年生の西村梨々花さんと尾崎杏奈さんが優秀賞を獲得し、8月25日に真狩村で開催された全道意見発表大会に出場しました。

また、8月8日の日本学校農業クラブ北海道連盟全道技術競技大会では、フラワーアレンジメントで3年生の松田莉夢さんが最優秀賞、更に農業鑑定競技では4名が優秀賞を受賞し、全国大会への切符を手にししました。

8月9日には、帯広信用金庫金融経済プログラムの「地元高校生による十勝の未来づくり応援プロジェクト」の採択を受け、『食べるしあわせで町民の心と体を健康に～増やそう野菜 減らそう塩分』と題して土幌町の規格外野菜を活用した野菜スープの商品化に取り組んでいるところです。

また、2年生は、8月24日から26日まで、インターンシップを行い、町内及び近隣の生産者や農業関連企業などで実習を行いました。

来年度の生徒募集につきましては、7月5日から21日まで管内中学校20校を私と校長で訪問し、本校の特色や進路の状況などを説明して参りました。7月13日には土幌町中高連事業で土幌町中央中学校3年

生を対象にした農業科目の授業体験を行い、夏休み中の7月29日にはオープンスクールを開催し、管内中学校13校から中学生29名が参加し、農場や食品加工施設での実習体験を行いました。

8月30日には新たな取り組みとして管内中学校教諭を対象とした「学校説明会」を開催したところ、5中学校より7名に参加いただきました。各学科の学習内容や学校生活についての説明を行い、施設及び実習見学を通して本校への理解を深めていただいたところです。

今後の予定としましては、9月16日にオープンスクール（一日体験入学）を実施し、授業や部活動の見学など本校の魅力を分かりやすく楽しく伝えるほか、10月には教頭と生徒募集担当教諭が再度管内中学校を訪問し、進路決定に向け本校の取り組みなどを紹介することとしております。

更に、生徒自身が制作した学校紹介のPR動画をSNSで発信し、農業高校の魅力を伝え、一人でも多くの生徒に入学してもらえるようPRを継続してまいります。

次に、社会教育関係について報告申し上げます。

各種学級活動は、柏寿学級並びに女性ライフスクールは、7月13日に開催し、本年度の活動内容を計画したところです。

サタデースクール事業につきましては、社会福祉法人温真会に委託し、例年であれば、野外体験学習や自然観察、工作・科学教室、文化事業などを展開していますが、コロナ禍のため、家庭でできるお楽しみBOXなどを配布し、説明はYouTubeを活用して実施しております。

図書館では、7月30日に、一般社団法人バーババのえほんの会と共同で、夏休みワークショップイベント「みんなDEデコパージュ」を開催。年長児から小学校高学年児童までの11名が参加、絵本の読み聞かせとトートバッグへのデコパージュを楽しみました。

また、館内では七夕短冊飾りを実施、各小学校より全児童に「夏休み図書館の本何冊かいたかなカード」を配布するなど、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行いながら、より多くの町民に来館してもらうための行事を行いました。

次に、体育関係では、7月に町民体育祭としてパークゴルフ大会及びソフトボール大会を開催し、多くの町民が参加し、それぞれ熱戦が繰り広げられました。

町民プールは6月15日にオープンして以降、幼児・小学生などの利用者でにぎわっており、7月には幼児・小学生水泳教室を4日間開催し、延べ200名の参加がありました。なお、今シーズンの利用期間は、9月10日までを予定しております。

また、スポーツに触れることで楽しさを知り、スポーツ少年団活動に移行するきっかけ作りとすることを目的とした、「わいわいスポー

秋間議長	<p>ツ教室」を毎週月・水曜日に開催しておりましたが、8月より新型コロナウイルス感染拡大により中止としました。</p> <p>その他、各種体育団体による大会が行われております。</p> <p>いずれの大会についても、新型コロナウイルス感染防止策を行って実施され、主催の関係者が適切な対応を取って運営を行っていただいているところでございます。</p> <p>以上申し上げ、教育行政報告といたします。</p> <p>これで行政報告を終わります。</p> <p>なお、行政報告に関連して一般質問を追加される方は、本日午後4時までに通告書を提出されるようお願い申し上げます。</p> <p>本定例会に提出された議案について理事者から提案理由の総括説明を求めます。副町長、登壇願います。</p>
亀野副町長	<p>それでは、今期定例議会に提案しております議案の総括説明をいたします。</p> <p>議案につきましては、人事案件1件、条例の一部改正5件、令和4年度一般会計ほか各会計の補正予算が8件と令和3年度一般会計ほか各会計の決算認定8件の合計22件の議案を提出させていただきます。</p> <p>議案第1号は、公平委員会委員の選任についてであります。議案第2号から第6号までは条例の一部改正で、議案第2号は土幌町議会議員及び土幌町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正で、公職選挙法施行令の改正に準じて所要の改正を行うものでございます。議案第3号は、職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。議案第4号は、土幌町総合研修センター設置条例の一部改正で、当該施設において指定管理者制度導入に当たり、所要の規定を定めるため、改正を行うものでございます。議案第5号は、土幌町公民館設置条例の一部改正で、議案第4号に関連し、土幌町中央公民館である総合研修センターの指定管理者制度導入に伴い、所要の改正を行うものでございます。議案第6号は、土幌町公共賃貸住宅設置条例及び土幌町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正で、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の改正に準じて所要の改正を行うものでございます。議案第7号から第14号までは、補正予算でありまして、一般会計ほか6特別会計、1事業会計、全8会計の補正予算であります。認定第1号から第8号までは、令和3年度の一般会計ほか6特別会計、1事業会計の決算認定であります。これ以外につきましては、教育委員会委員の任命について追加提案を予定してございます。</p>
5 秋間議長	<p>議案提案の都度詳細をご説明いたしますので、ご審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます、総括説明といたします。</p> <p>日程第5、監報告第1号「例月出納検査報告」を行います。</p>

猪 狩 総務係長	<p>職員に朗読させます。</p> <p>監報告第1号。</p> <p>土幌町長、高木康弘様。土幌町議会議長、秋間紘一様。</p> <p>土幌町代表監査委員、佐藤宣光。</p> <p>例月出納検査報告。</p> <p>例月出納検査の結果を、地方自治法第235条の2第3項の規定により、次のとおり報告します。</p> <p>例月出納検査報告書。</p> <p>令和3年度5月分、令和4年6月20日、佐藤、河口監査委員。令和4年度5月分、令和4年6月20日、佐藤、河口監査委員。令和4年度6月分、令和4年7月21日、佐藤、河口監査委員。令和4年度7月分、令和4年8月19日、佐藤、河口監査委員。</p> <p>下記の関係諸帳簿を調べ、現金出納状況及び現金保管状況につき検査をしたところ、いずれも適正であった。</p> <p>記以下は記載のとおりですので、朗読を省略します。</p> <p>以上です。</p>	
秋間議長 佐藤代表 監査委員 秋間議長	<p>代表監査委員の補足説明があれば求めます。</p> <p>ございません。</p> <p>これで例月出納検査報告を終わります。</p> <p>ここで11時10分まで休憩いたします。</p>	
	<p>午前10時52分 休憩</p> <p>午前11時10分 再開</p>	
6	秋間議長	<p>休憩を解き会議を再開します。</p> <p>日程第6、議案第1号「公平委員会委員の選任について」を議題といたします。</p>
	高木町長	<p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。</p> <p>議案第1号は公平委員会委員の選任についてであります。地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。</p> <p>井上恵一氏並びに岡崎睦子氏が本年9月30日で任期となるものであります。記載のとおり、両氏ともに再任をしようとするものであります。</p>
	秋間議長	<p>なお、任期については令和4年10月1日より4年間であります。</p> <p>同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由に代えさせていただきます。</p> <p>説明が終わりましたので、質疑を省略し、これから議案第1号を採決します。</p>

	<p>本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
7	<p>秋間議長 異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。</p> <p>日程第7、議案第2号「土幌町議会議員及び土幌町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。</p>
	<p>亀野副町長 議案第2号 土幌町議会議員及び土幌町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p> <p>この改正につきましては、最近における物価の変動及び消費税増税を踏まえて、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用通常はがき等の作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたところでございます。これに伴い、公営制度による町議会議員及び町長の選挙における選挙運動費用の公費負担の限度額等を定めた条例の一部について公職選挙法施行令の改正に準じて所要の改正を行うものでございます。</p> <p>それでは、説明資料の4ページを御覧願います。新旧対照表を載せてございますが、第4条第2項のアの選挙運動用自動車の個別契約方式における自動車借入れ費用として1日1台限り「1万5,800円」を「1万6,100円」に、同号のイの燃料代1日「7,560円」を「7,700円」に改めようとするものでございます。</p> <p>次に、5ページをお開き願います。第8条中の選挙運動用ビラの作成に関する公費負担について1枚当たりの作成単価「7円51銭」を「7円73銭」に改め、第11条中の選挙運動用ポスターの作成に関する公費負担について1枚当たりの作成単価「525円6銭」を「541円31銭」に改め、「31万500円」を「31万6,250円」に改めるものでございます。</p> <p>それでは、議案の3ページに戻っていただきまして、附則でございしますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。</p> <p>以上、議案第2号の説明といたします。</p>
	<p>秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
	<p>秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います</p> <p>(な し)</p>
	<p>秋間議長 討論なしと認め、これから議案第2号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
	<p>秋間議長 異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>

亀野副町長

日程第8、議案第3号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

提案理由といたしましては、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にすることを目的とした地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業の分割取得、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備を行うため、所要の規定を整備するものでございます。

説明資料の7ページを御覧願います。新旧対照表は8ページから13ページになりますが、7ページの改正の要旨で説明をさせていただきます。1の改正理由といたしましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、一定の非常勤職員の育児休業について取得要件の緩和、柔軟化が措置されたことに伴い、条例にその要件等を規定するために改正を行うものでございます。

改正内容は、1点目に育児休業をすることができない職員の除外規定として、(1)の条例第2条に非常勤の子の出生の日から57日間の期間内における育児休業の取得に係る要件を緩和するため、一部文言を改めているところでございます。

次に、2点目は育児休業を取得できる期間について、条例第2条の3で非常勤職員の育児休業の対象となる期間を子の出生日から1歳到達日までとしているものを特別な事情がある場合などは子が1歳6か月に達する日までと改めるとともに、子が2歳になるまで取得することができる要件については(3)の条例第2条の4に規定をしております。

次に、3点目では、育児休業が原則分割取得不可から2回までの分割取得が可能となる法改正に対応するため、(4)の条例第3条に再度の育児休業を必要と認めることができる特別な事情について規定の整備を行い、次の(5)の条例第3条の2に、この2回までの育児休業は別に、子の出産後8週以内の男性の育児休業、通称産後パパ育休も原則分割不可から2回までの分割取得を可能とするため、所要の規定の整備を図ったところでございます。

これ以外につきましては、規定位置の移動や号ずれによるものでございます。

それでは、議案の6ページに戻っていただきまして、下段にあります附則の施行期日ですが、令和4年10月1日からとするものでございます。

なお、附則の第2条で、この条例の施行の前日に育児休業等の計画書を提出した職員については、改正前の第3条及び第10条の規定の適

		用については従前の例によるものがございます。 以上、簡単ですが、議案第3号の説明といたします。 これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
	秋間議長	質疑を終わり、これから討論を行います (な し)
	秋間議長	討論なしと認め、これから議案第3号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
	秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
9		日程第9、議案第4号「土幌町総合研修センター設置条例の一部を改正する条例案」 を議題といたします。 朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。
	亀野副町長	議案第4号 土幌町総合研修センター設置条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。 この改正につきましては、土幌町総合研修センターの教育委員会事務所を除く各施設において指定管理者制度を導入するための所要の整備を行うものがございます。 説明資料の14ページを御覧願います。現行の第14条を第18条に改め、第13条の次に第14条から第17条までの4条を追加するものがございます。 第14条は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、総合研修センターを指定管理者による管理が行えるよう定め、各条項の文言をそれぞれ読み替え、適正な管理を行えるよう規定を設けてございます。 第15条では、指定管理者が行う業務の範囲として第1号から第4号まで規定を定め、第16条では指定管理者が行う場合の施設使用者に対しての施設利用料金についての取扱いについて定めております。 次のページになりますが、第17条は、前3条に定める事務は教育委員会に委任することができる規定を定めてございます。 それでは、議案の8ページに戻っていただきまして、附則でござい ますが、公布の日から施行するものがございます。 以上、議案第4号の説明といたします。
	秋間議長 大西議員	これから質疑を行います。ありませんか。3番、大西議員。 委託するのだろうが、今まで町内業者が清掃や何かやっていたところが違う業者に委託が一本化されるとなると、清掃や何かを今までやっていた人ができなくなるのだと思うのですが、その辺はどのように なっていくのですか。
	秋間議長	教育課長。

	小野寺 教育課長	教育課長、小野寺からお答えさせていただきます。 今後補修をしていくわけですが、指定管理の募集の要項の中に、今まで委託等を行っている町内業者については引き続き町内業者ができるような要項に定めていくようにしているところであります。
	秋間議長	以上です。
	秋間議長	そのほかありませんか。 (な し)
	秋間議長	質疑を終わり、これから討論を行います (な し)
	秋間議長	討論なしと認め、これから議案第4号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
	秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
10		日程第10、議案第5号「土幌町公民館設置条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。 朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。
	亀野 副町長	議案第5号 土幌町公民館設置条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。 この改正につきましては、土幌町総合研修センターが土幌町中央公民館と定められていることから、当該条例におきましても議案第4号同様、指定管理者制度導入に伴う所要の整備を行うものでございます。 説明資料の17ページを御覧願います。下段になりますが、現行の第16条を第20条とし、第15条中の「前9条」を「第6条から前9条まで」に改め、同条を第19条とし、第14条の次に第15条から第18条までの4条を追加するものでございます。 恐れ入りますが、16ページに戻っていただきまして、第15条では、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、土幌町中央公民館を指定管理者による管理が行えるよう定め、各条項の文言をそれぞれ読み替え、適正な管理が行えるよう規定を設けてございます。 第16条では、指定管理者が行う業務の範囲として第1号から第4号まで規定を定め、次のページにまたがっておりますが、第17条では指定管理者が行う場合の施設利用者に対しての施設利用料についての取扱いについて定めております。 17ページの第18条は、前3条に定める事務は教育委員会に委任することができる規定を定めてございます。 それでは、議案の10ページに戻っていただきまして、附則でございしますが、公布の日から施行するものでございます。 以上、議案第5号の説明といたします。
	秋間議長	これから質疑を行います。ありませんか。3番、大西議員。

大西議員	今の説明を聞くと、中央公民館ということで土幌の総研のことを言っているのだと思うのですが、管理人がいるところって中土幌もいるのですが、中土幌の場合は先ほどと同じように地元の人が管理しているので、それについては除外するということですか。
秋間議長	教育課長。
小野寺 教育課長	教育課長、小野寺から回答させていただきます。 今回については、想定されているところは中央公民館ですので、総合研修センターについてでございます。今後中土幌等の施設においても指定管理の導入になった場合については、その都度検討させていただきたいと思っております。あくまでも今回の条例改正に伴っての中央公民館が指定管理者の導入に向けてのことになっております。ほかの13公民館については、それぞれまた対応が必要かとは思っております。
秋間議長	以上です。
大西議員	3番、大西議員。 検討必要だというのは分かるから、今中土幌なんかは管理人がいて管理してもらっているのですが、中央公民館が指定管理者が入っていくと、そういうところもやっている人が不安になってくるのだと思うのです。きちっとした案出していかないと、急に指定管理者入って、中土幌の公民館も指定管理者にしますと言われてしまったら、今管理している人が不安になると思うのです。だから、そっちは今までどおりの形でやっていくならやっていく、中央公民館だけを指定管理者にするのだとはっきりしていかないと、これから検討しますと言われてしまったら不安になってしまうでしょう。
秋間議長	副町長。
亀野 副町長	今の大西議員のご質問にお答えします。 今回は、総合研修センターが土幌町中央公民館と位置づけられておりますので、総合研修センターのみの対応となっておりますので、ほかの施設については該当いたしません。
秋間議長	以上でございます。
大西議員	3番、大西議員。 中央公民館だけときちっとして、この案件には公民館の使用料の収受だとか、そういういろいろ業務が公民館ってはっきりしているのです。中央公民館と書いていないから、中土幌もそれに入って行くのです。この条例を見ると。だから、中央公民館だけをするときちっと書いてあるならいいが、これ読むと中土幌の公民館も入ってしまうのです。商工会が今管理している北町、あれもそうなるのだと思うのです。だから、今管理してもらっている人はすごく不安になるのです。これ見ると。きちっと条例してくれないと、中土幌でも管理人が

	<p>なかなかいなくて、やっと見つけて、喜んでやってもらっているのですが、これ出てくると不安になってくるのだと思うのです。ここで言葉でそれは別ですからと言ってみても、この条例が公民館とうたってしまっていたらそうなってしまうのだから、どこかではっきり中央公民館と限定してくれないと。</p>
秋間議長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p style="text-align: center;">午前 11 時 28 分 休憩 午前 11 時 28 分 再開</p>
秋間議長	<p>休憩を解きます。</p>
副町長	<p>副町長。</p>
亀野副町長	<p>見づらくて申し訳ございません。議案の資料の17ページの第19条の適用除外というところがあると思うのですが、土幌中央公民館の使用については第6条から前条までの規定を適用せず、土幌町総合研修センター設置条例の定めるところによるということで、あと第2項についてもそれぞれ当該施設を設置した者が定めるところということで定めておりますので、ここでご理解いただければと思いますが。</p>
秋間議長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p style="text-align: center;">午前 11 時 29 分 休憩 午前 11 時 32 分 再開</p>
秋間議長	<p>休憩を解きます。</p>
加藤議員	<p>そのほかありますか。1番、加藤議員。</p> <p>今回の改正案の中で17ページの上段のほうから始まる改修ですとか使用料の設定の部分では、指定管理者のほうにある程度権限というか、報告すれば使用料を上げたりしてもいいという、委員会で検討するのでしょうか、そう読み取れるのです。そうすると、今中央公民館のことをうたっていますが、それ以外の公民館の使用条件だとか環境が変わってしまうようなことにはならないか。町民は、本当はどの公民館も同じような環境で使えるのが本来の在り方だと思うのですが、指定管理者のほうだけ業者側のほうである程度先行して施設を良くしましうとか、その分使用料も高くなるなんていう話になってくると公民館の位置づけとしてはどうなのかなと思うのですが、その辺町長、どう思いますか。</p>
秋間議長	<p>町長。</p>
高木町長	<p>指定管理者の場合には料金については上限を条例で定めておりまして、その範囲内で指定管理者が料金を変更することができる。ですから、料金を現行より上げるとい、そこは現行は上限として設定さ</p>

れている部分を使っているわけですので、そういったことにはならないと考えております。

秋間議長
加藤議員

1 番、加藤議員。

上限を定めるということで、使用料が極端に変わるわけではないと思うのですが、指定管理者にすることの最大のメリットというのは、本来は使う側に利得がなければ指定管理者にするための意味がないのです。教育委員会の管轄であったものが指定管理者が管理運営していくとなると、それが町民にとって使いやすいことになるということがある程度前提になれば意味がないと思うのですが、その辺のところはこの条項の中ではあまり私は読み取れないのですが、これはどう説明していただけるのか。

秋間議長
小野寺
教育課長

教育課長。

教育課長、小野寺からご回答させていただきますが、今後この条例が定まった後、募集をさせていただくわけですが、その仕様書の中にそれぞれ細かい条件を定めていくこととなります。最大のメリットといったところでは、当然一つの箱物としまして施錠管理というだけではなくて、指定管理者の持っている技能とかをうまく、例えばホール管理の技術スタッフの関係でやっていただいたりとか、体育館の使用についてもそういう専門家に関わるイベントを開催していただいたりですとか、図書館についても図書館司書の方が入って管理運営をしていただけるということで、現状のサービスを低下させないための仕様書を現在作成し、募集にかかっている作業をしているところであります。

以上です。

秋間議長
加藤議員

1 番、加藤議員。

細部にわたってはこれからまた積み上げていくのだらうと思いますが、何よりも、今教育課長が言ったように図書館の部分も含めて、利用者が本当に良くなったと思えなければ指定管理をわざわざするための意味はないのです。単に教育委員会の仕事を移管してしまったということでは事の成り行きとしてはあまりよろしいことではないと思いますので、ぜひともその部分を前面に出せるような指定管理という形を取らないと、町民のほうからは行政の仕事をよそに丸投げしているのだと。少なくともそれだけは思わせないような結果にさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

秋間議長
大西議員

3 番、大西議員。

今課長の話聞くと図書館も入るらしいのですが、指定管理者にしていろんな行事だとかなんともその指定管理者にやってもらうという話をしましたね、イベントや何かも。ということは、今の図書館の職員も指定管理者の職員になる。それから、教育委員会も人が減ることですよね。今まで管理いろいろやっていたことが減るわけですから、

秋間議長

その辺でどのぐらいの人が減って、人が減ることによって町の支出がどのぐらい減るのか、指定管理者にするおかげで。それが何も金減らないのなら指定管理者にする意味がないので、どのぐらい減らすつもりなのですか。

教育課長。

小野寺
教育課長

今想定されております実際の委託料、総合研修センター管理部門の委託料と、図書館には3名の職員、会計年度1名と正職員2名がおります。その3名につきましては、新たな指定管理に関わる委託業者がそっくり入りますので、3名が交代になるという考え方になるかと思えます。ただ、サービスの向上と今までやってきた業務のことがありますので、そこを引き継いでいただくためには今後最低1名は1年間というか、業務を引き継ぐような形も取っていかねばならないということは考えているところです。

それと、委託と人件費との比較の効果につきましては、一方総合研修センターの管理部門で社会教育がありますが、そこが何名削れるのかという話になろうかと思えますが、現在業務の内容を再度見直しをかけて、何人工が削れるものなのか、その辺を再調整しているところですので、金額的なものを今提示はちょっとできない状況になっています。

秋間議長
大西議員

3番、大西議員。

指定管理者に任せたいという提案するときには、そこまで全部計算した上でやらないと、指定管理者にしてしまった。だけれども、計算したら、指定管理者にしたって何も減らないのでないかという話になってしまったら困るわけでしょう。きちっと数字を出してやらないとこれを出す意味がないのです。出すときには、こうやって言われても、このぐらいの金額が削減になりますと、町のためになります。人数はここを減らして、はっきり言えるような計算してくれないと、ここでみんなに言われたら、しどろもどろみたいにああだ、こうだと出てくるようなことでは困るのです。ここ最後の決定機関だから、議会は。今言われて、後から何かやられてしまったら、何も言うことできないのですよ、ここしかないのだから。だから、きちっとした数字を出して出してください。そうでないと我々良いと言っていいのか悪いと言っていいのか分からない。

秋間議長
土屋
教育長

教育長。

今ご指摘の部分、今後整理をさせていただきたいと思いますが、現段階で、今課長からもありましたように1年目から全部減らせる部分と2年目、段階的に減っていく部分があるかと思えますので、最終的には図書館については現行の3名の職員の人件費分、人件費になると年齢構成にもよるので、単純には言えないのですが、今の職員でい

くと2,000万円ちょっとぐらいの減にはなるかと思ひます。それと、社会教育のほうの職員の部分については……

(何事か言う者あり)

土屋教育長 もちろんその分で差引きの分がこういう形になるのですが、社会教育の担当の部分については今もかなりの部分それぞれの業者さんに委託をかけている部分がありますので、人員的に減らせるかどうかという話になると、今最終調整をしているのですが、当面は難しいかなと思ひています。というのは、図書館で今やっている業務のうち、例えば土幌の「ぬぶか」の編さんだとか、そういった業務については今後社会教育のほうに移行をかけようかなと、町のほうでそのままやっいてこうという業務もありますので、それらを踏まえると1名減まで社会教育の担当ができるかどうかというのは再度調整をしなければならぬのかなと思ひていますので、あといろんな施設面の委託料等については現行とそれほど大きくは変わらない。ただ、1者になることによつての少し削減は可能かなと思ひていますが、具体的な数字としては出しづらゐ部分もありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

秋間議長 そのほかありませんか。

(「暫時休憩お願ひします」と言う者あり)

秋間議長 暫時休憩。

午前11時43分 休憩

午前11時55分 再開

秋間議長 それでは、休憩を解きます。

ただいまから昼食休憩といたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時24分 再開

秋間議長 それでは、休憩を解き会議を再開いたします。

町長、答弁願ひます。

高木町長 午前中の議案第5号の土幌町公民館設置条例の一部を改正する条例案でございますが、総合研修センターを土幌町中央公民館として使用していることから、土幌町中央公民館だけを指定管理者に管理を行わせることができるよう、この公民館設置条例の一部を改正するものでございまして、中央公民館以外の町が所有している公民館施設につきましては今回の改正で指定管理者に管理を行わせることはできないということでございまして、現時点で町の直営での管理を行つていくものでありますので、ご理解を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

		以上であります。
	秋間議長	それでは、何かありますか。 (な し)
	秋間議長	ないようですので、質疑を終わり、これから討論を行います (な し)
	秋間議長	討論なしと認め、これから議案第5号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
	秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
1 1		日程第11、議案第6号「土幌町公共賃貸住宅設置条例及び土幌町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。
		朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。
	亀 野 副 町 長	議案第6号 土幌町公共賃貸住宅設置条例及び土幌町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。 この改正につきましては、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の改正に伴い、号ずれが生じたことから、2つの関連する条例を改正するものでございます。 説明資料の18ページを御覧願います。第1条は、土幌町公共賃貸住宅設置条例の一部改正で、ただいま申し上げました法律施行規則の改正に伴い、第3条第2号中の第1条第3号を第1条第4号に改め、引用する箇所を記載のとおり改めるものでございます。 続きまして、19ページを御覧願います。第2条は、土幌町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正で、こちらも第1条同様に、第2条第2号中の第1条第3号を第1条第4号に改め、引用する箇所を記載のとおり改めるものでございます。 恐れ入ります、議案の11ページに戻っていただきまして、附則の施行期日であります。公布の日から施行するものであります。 以上、議案第6号の説明といたします。
	秋間議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
	秋間議長	質疑を終わり、これから討論を行います (な し)
	秋間議長	討論なしと認め、これから議案第6号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
	秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 以上で本日の日程は全て終了しました。

次回は、6日午前10時から再開します。
本日はこれで散会します。

(午後 1時28分)